○農林水産省

九〇六　独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和二事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件　一四

九〇七―九一五　保安林の指定をする件　八三

九一六―九二二　保安林の指定を解除する件　八四

九二三―九三〇　保安林の指定施業要件を変更する件　八四

九三一　野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件　八94一〇

九三二　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件　八94一三

九三三　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件　八94一三

九三四　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　八94一四

九三五　災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件　一一二

九三六　植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物の一部を改正する件　一一95五七

九三七　輸入植物検疫規程の一部を改正する件　一一95六二

九三八　南アフリカ共和国産バレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにスワジランド王国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件　一一95六五

九三九　肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件　一一95六六

九四〇―九五五　保安林の指定施業要件を変更する件　一二四

九五六　ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件　一三五

九五七―九六三　保安林の指定をする件　一三五

九六四―九八一　保安林の指定施業要件を変更する件　一三六

九八二　畜産経営の安定に関する法律施行規則第四条第三号、第五条第二号及び第三号イ、第九条並びに第十条の規定に基づき、同規則第四条第三号の農林水産大臣が定める期限等を定める件の一部を改正する件　一四七

九八三　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件　一五九

九八四　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件　一五九

九八五　独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和二事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件　一五九

九八六　肥料の仮登録の有効期間を更新した件　一五九

九八七―九九一　保安林の指定をする件　一八二

九九二―九九六　保安林の指定施業要件を変更する件　一八三

九九七　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　一八三

九九八　出願公表後に名称変更がなされた件　一八四

九九九　肥料を登録した件　一八四

一〇〇〇　肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件　一八五

一〇〇一―一〇〇八　保安林の指定をする件　一九二

一〇〇九　保安林の指定を解除する件　一九三

一〇一〇―一〇一二　保安林の指定施業要件を変更する件　一九三

一〇一三　肥料の登録の有効期間を更新した件　一九四

一〇一四　生産業者及び輸入業者の住所の変更に係る届出があった件　一九六

一〇一五　肥料の登録が失効した件　一九六

一〇一六　肥料を登録した件　二〇八

一〇一七　肥料取締法施行規則第一条第一号ハの規定に基づき農林水産大臣が指定する材料を定める件の一部を改正する件　二〇九

一〇一八―一〇二五　保安林の指定をする件　二二七

一〇二六―一〇三二　保安林の指定施業要件を変更する件　二二八